

議案参考資料

[平成 31 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

人 事 課 人 事 担 当

議案名

議案第 2 号 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国家公務員に準じ、時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を規則で定めるための規定を加えるものです。

概 要

時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を規則で定めるため、第 8 条第 3 項の規定を新たに加えます。

※ 規則において、原則 1 か月について 45 時間以下かつ 1 年について 360 時間以下、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては 1 か月について 100 時間未満かつ 1 年について 720 時間以下等と規定する予定です。

(施行期日：平成 31 年 4 月 1 日)

背景・経過

長時間労働の是正措置等を規定するための、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)が平成 30 年 7 月 6 日に公布され、民間においては、時間外労働の上限規制等が導入され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

これを踏まえ、国家公務員においては、平成 30 年 8 月 10 日、人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる時間の上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成 31 年 4 月 1 日からの施行に向け、人事院規則の改正が予定されています。

地方公務員についても、地方公務員法第 24 条第 4 項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を定めるなど所要の措置を講じる必要があります。